

定款

一般社団法人
山口県産業廃棄物協会

一般社団法人 山口県産業廃棄物協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山口県産業廃棄物協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市吉敷下東一丁目3番24号に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理、再生利用、資源循環等についての調査・研究、普及、研修、指導等の事業を行なうことにより、産業の健全な発展、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源回収、再生等の効率的活用を図り、もって環境の保全及び県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理に関する講習会、研究会等の実施
 - (2) 産業廃棄物の適正処理、再生利用及び資源循環等に関する調査研究並びに関係団体等との連携事業
 - (3) 産業廃棄物の適正処理、再生利用及び資源循環等に関する情報の収集及び提供
 - (4) 産業廃棄物の適正処理、再生利用及び資源循環等に関する普及啓発活動及び広報活動
 - (5) 産業廃棄物の適正処理、再生利用及び資源循環等に関する行政機関及び関係団体との連携事業
 - (6) 産業廃棄物の適正処理及び資源循環等の推進を図ることに関する地方公共団体及び他の関係団体からの受託事業
 - (7) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の新規並びに更新許可申請に関する講習会等の開催の協力及び相談
 - (8) 産業廃棄物に関する各種相談等の事業
 - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、山口県知事又は下関市長の許可を受け、山口県内で産業廃棄物の処理に係る事業（以下「産廃事業」という）を営む者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 前号以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員なった時及び毎年、総会（次章に規定する総会をいう。以下同じ。）において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を退会の日の30日前までに会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

その資格を喪失する。

- (1) 死亡し、又は解散若しくは破産したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 第5条第1項に規定する許可の取消処分を受けたとき。
- (4) 第7条に規定する納入義務を正当な理由がなく1年以上履行しなかったとき
- (5) すべての正会員が同意したとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(届出)

第12条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）又は産廃事業を行う場所を変更したとき。
- (2) 産廃事業を廃止、又は休止したとき。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。ただし、個々の総会においては、第16条第5項に規定する書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は決議することができない。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の額又はその規程
- (4) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、前項の請求があった場合は、請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

4 次に掲げる場合には、第2項の規定による請求をした正会員は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求の後、遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 前項の規定による請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知が発せられない場合

5 総会を招集する場合は、会長は正会員に対し、総会の目的である事項及びその内容並びに日時と場所を示して、開催の日の1週間前までに書面で通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権行使することができるこことするときは、総会の日から2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の代理人に対する代理権の授与は、当該正会員が総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、書面により議決権を行使することができる。

2 前項の議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までに、当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、当該総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

(総会の決議の省略)

第23条 理事又は正会員が総会の目的である事項を提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び当該総会において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設置)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 30名以内
(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。
4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とする。
5 第2項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、第4項の専務理事をもって業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3 副会長は、会長を補佐し、参考意見等を具申する。
4 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告をもとめ、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

4 その他の監事の職務及び権限は、法令で定めるところによる。

(役員の任期等)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員による監事の任期については、他の監事の任期の残存期間にかかわらず、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第26条に定める定数にたりなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事の解任は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の決議によらなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し、報酬等の支給に関する規程を総会において別に定める。

(責任の免除)

第33条 役員のこの法人に対する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(相談役及び顧問)

第34条 この法人に、任意の機関として、相談役及び顧問を置くことができる。

2 相談役及び顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の諮問に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について、理事会に参考意見等を述べること。

3 相談役及び顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 相談役及び顧問の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第33条に規定する責任の免除

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長のうち理事会で予め定めた者が理事会を招集する。

3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 前2項の場合において、それぞれの請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した理事又は監事は理事会を招集することができる。

6 会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して招集の通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限

りではない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項に規定する場合においては、当該副会長が議長を務める。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第41条 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第42条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第28条第5項の規定による報告には適用しない

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び理事会に出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会、部会、青年部会及び支部

(委員会)

第44条 この法人に理事会の決議により委員会を設置することができる。

2 前項の委員会は、この法人の事業のうち専門的事項の推進に当たる。

3 委員会の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会)

第45条 この法人に理事会の決議により部会を設置することができる。

- 2 前項の部会は、廃棄物の種類又は産業廃棄物処理業の区分ごとの特性を勘案し、産業廃棄物の適正処理、資源循環等に係る技術的な対応及び課題等について特定の調査及び研究を行う。
- 3 部会には、前項の調査及び研究を行うため、産業廃棄物の種類等に応じて分科会を設置することができる。
- 4 部会及び分科会の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(青年部会)

第46条 この法人に理事会の決議により青年部会を設置することができる。

- 2 前項の青年部会は、この法人の事業のうち特定の実務を行う。
- 3 青年部会の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(支部)

第47条 この法人に理事会の決議により支部を設置することができる。

- 2 前項の支部は、この法人の会員のうち同地域の者によって構成し、地域共通の事項の推進に当たる。
- 3 支部の任務、組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第48条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第49条 この法人の資産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法については理事会の決議により定める。

(経費の賦課)

第50条 この法人は、その行う事業の費用に充てるために会員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の方法その他必要な事項は総会でこれを定める。

(借入金)

第51条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、当該会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を得なければならない。

(経費の支弁)

第52条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第53条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第54条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 第1項の規定による事業計画書及び収支予算書については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 この法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項に規定する書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第56条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第57条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議による他、法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、法令に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第58条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 この法人の公告は、電子公告に掲載する方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができない場合、官報に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第60条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第12章 雜則

(委任)

第61条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は吉本勝利、専務理事は阿部吉明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第53条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。